

『後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養』 について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます

【特別な料金とは】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金
としてお支払いいただきます

- ・ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます
- ・ 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります
- ・ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します
- ・ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません

**令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。**

【厚生労働省ホームページより】



群馬県済生会前橋病院